

平成19年度
第2回高松市塩江地区地域審議会
会 議 録

と き：平成19年11月30日（金）

ところ：高松市立塩江公民館大ホール

平成19年度

第2回高松市塩江地区地域審議会

1 日時
平成19年11月30日(金) 午後2時00分開会・午後3時22分閉会

2 場所
高松市立塩江公民館大ホール

3 出席委員 15人

会長	黒川 恵	委員	谷口 幸子
副会長	末佐 五百里	委員	蓮井 正明
委員	赤松 京子	委員	藤澤 英治
委員	和泉 和恵	委員	藤嶋 忠男
委員	和泉 勝利	委員	星野 道雄
委員	大谷 恵美	委員	間嶋 養三
委員	川田 史郎	委員	藪内 由佳
委員	喜多 維昭		

4 欠席委員 なし

5 行政関係者 30人

市民政策部長	岸本 泰三	財産活用課長	山本 史郎
市民政策部次長	地域振興課長事務取扱	保育課長	小路 秀樹
	原田 典子	病院部長	富永 典郎
地域振興課主幹	村上 和広	病院部次長	経営管理課長事務取扱
地域振興課長補佐	清谷 文孝		田中 義夫
地域振興課係長	熊野 勝夫	塩江病院事務長	大山 利尋
市民政策部次長	企画課長事務取扱	環境部次長	環境政策課長事務取扱
	加藤 昭彦		大熊 正範
企画課長補佐	秋山 浩一	環境政策課環境施設対策室長	
企画課企画担当課長補佐			佐々木 一朗
	熊野 善博	廃棄物指導課長	井上 協典
企画課企画員	細川 保桂	観光課長	国方 聖三
企画課主事	吉田 幸弘	農林水産課長	川西 正信
情報システム課長	篠原 也寸志	農林水産課長補佐	片山 久男

農林水産課係長	野上順一	教育部次長	総務課長事務取扱
道路課長	山田悟		上原直行
道路課長補佐	中山博信	教育部総務課新設統合校整備室長	
道路課係長	高橋政実		金本一成
都市計画課交通政策室長		教育部総務課副主幹	藤田健
	稲葉秀一		

6 事務局（塩江支所）	5人		
支所長	中井弘	課長補佐	管理係長事務取扱
支所課長	中繁和洋		尾形進
課長補佐	業務係長事務取扱	主査	吉廣保夫
	出原忠憲		

会 議 次 第

- 1 開 会
- 2 高松市塩江地区地域審議会正副会長の選任について
- 3 あいさつ
- 4 会 議 録 署 名 委 員 の 指 名
- 5 議 事
 - (1) 報 告 事 項
高松市新総合計画（仮称）について
 - (2) 協 議 事 項
建設計画に係る平成20年度から22年度の実施事業に関する意見に対する対応策について
- 6 そ の 他
支所空きスペースの活用について
- 7 閉 会

午後 2 時 0 0 分 開会

会議次第 1 開会

事務局（尾形補佐） それでは、予定の時刻がまいりましたので、ただいまから、平成 19 年度第 2 回高松市塩江地区地域審議会を開催いたします。

委員の皆様には、何かと御多用の中、御出席を賜り、誠にありがとうございます。

この地域審議会の会議でございますが、正副会長が決まりますまでの間、本地域審議会の事務局として、私、塩江支所の尾形でございますが、進行をさせていただきますのでよろしく願いをいたします。

早速ですけれども、会議に入りさせていただきます。

会議次第 2 高松市塩江地区地域審議会正副会長の選任について

これより次第の 2、高松市塩江地区地域審議会正副会長の選任についてに移らせていただきます。

さて、本日の会議は、地域審議会委員の改選後、初の会議でございます。本地域審議会は、平成 17 年 9 月 26 日の合併と同時に設置され、本年 9 月 25 日をもって任期が終了することから、公募委員の募集を行うとともに、各種団体からの推薦をいただき、去る 9 月 26 日に 2 期目の委員 15 名の皆様に委嘱状を交付させていただいたところでございます。

本審議会の会長、副会長の選任については、本審議会の設置並びにその組織および運営に関する協議第 6 条第 1 項の規定により、委員の互選ということになっておりますが、この点について、いかが取り計らいをいたしましょうか。

間嶋委員 はい。委員の間嶋です。

事務局（尾形補佐） はい。お願いをいたします。

間嶋委員 ただいま、会長の選任について事務局の方から御発言がございましたけれども、私の方から会長さんには、黒川委員さんを推薦させていただきたいと思えます。

今回の改選によりましてですね、再任された委員さんが 7 名。それから、新しく選任されました委員さんが 8 名ということで、新しい方が多い顔ぶれとなっております。それで、再任されました委員さんの中には、ついこの間まで御苦勞をお掛けいたしました、前会長の川田委員さんもおられますけれども、いろいろなお仕事もされており、多忙ということもございまして、改選を機会に会長職はどうしても辞したいというふうな、強い御意志を

持っておられるということを私も伺っております。そういったことで、会長職には、黒川委員さんをお願いしてはと思います。

黒川委員さんにおかれましては、この地域審議会が発足時からの、当初からの委員でありまして、審議の内容につきましては、よく熟知されております。それから、塩江町時代には、町議会の議長を長く経験されまして、その辺のキャリアも豊富でございます。それから、そのときにいろいろ御審議いただいた塩江地区の建設計画等についても、非常に熟知されております。地区内の事情についても精通されておられますので、大変御苦勞をお掛けいたしますが、是非、黒川委員さんに会長をお願いできたらと思います。

以上です。

事務局（尾形補佐） ありがとうございます。今、会長に黒川委員さんをとこの御発言がございましたが、他にございますでしょうか。

（異議なしという声）

事務局（尾形補佐） 黒川委員さんを会長にとこのことで、異議なしという声でございますが、それでは、本地域審議会会長として、黒川委員さんを選任することに賛成の方は、恐れ入りますが挙手をお願いいたします。

（黒川委員を除く14名の委員が挙手）

事務局（尾形補佐） ありがとうございます。賛成多数ということでございますので、黒川委員さんが、本地域審議会会長として選任をされました。

それでは、ただいま選任をされました黒川会長様には、議長席の方へお移りいただき、一言ごあいさつをお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

会議次第3 あいさつ

黒川会長 それでは、一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

ただいま、間嶋委員さんから、身に余る御推薦の言葉をいただき、また、全員の委員の皆さんの御推薦を賜りまして、会長職という重責を担うことになりました。その責任の重大さを痛感しているところでございます。

さて、御案内のように、国の三位一体による行政改革に伴う地方分権の推進、また、私たちのまちのように少子高齢化の社会・厳しい財政の中で、住民を取り巻く社会情勢というのは、非常に厳しいものがございます。誰もが安心して生活ができる地域を実現するには、私たちが率先してその仕組みを変えなければならないと、私は、そう思っております。

このような、環境の変化を踏まえ、地域の特性を生かしたまちづくりをするためには、私たち審議会の委員が、英知を結集して審議会の意見・総意をまとめて行政にお願いをし、それを行政に反映するのが一番早道だと、私はそう思っております。

そういうことで、これから2年間、皆様方にはいろいろと御協力をお願いいたしたいと思っておりますけれども、このまちづくりが、本当に塩江で住んで良かったというような、素晴らしいまちの構築につながりますよう、皆様方の御協力を切にお願いを申し上げたいと思っております。微力ではございますけれども、御協力をお願いし、私の就任のごあいさつとさせていただきますたいと思っております。どうぞ、よろしく申し上げます。

事務局（尾形補佐） ありがとうございます。以後の議事進行につきましては、本地域審議会の設置並びにその組織及び運営に関する協議第7条第3項の規定に基づきまして、会議の議長を黒川会長様にお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

議長（黒川会長） それでは、本地域審議会の規定により、私の方で議長を務めさせていただきますので、協力をよろしく申し上げます。

まず、副会長の選任でございますが、いかがいたしましょうか。

藤澤委員 はい。

議長（黒川会長） はい。どうぞ。

藤澤委員 はい。会長に一任したいと思います。

議長（黒川会長） ただいま、会長に一任という御意見がございましたが、他に御意見ございませんか。

（なしという声）

議長（黒川会長） ないようでございますので、私の方から御指名をさせていただきますたいと思っております。

副会長には、末佐委員さんをお願いをいたしたいと思っております。末佐委員さんにおきましては、当初から地域審議会の委員として御活躍をいただいております。そして、女性の目線から地域審議会の運営に御協力を頂いたらと思っております。どうぞ、末佐委員さんよろしくをお願いをいたします。

こちらへどうぞ。

末佐委員 ほんとに年数だけで、微力な者ですが御推薦いただいて、黒川議長さんの少しくお役に立てるように頑張りたいと思っております。よろしくをお願いをいたします。

議長（黒川会長） それでは、早速議事に移りたいと思っておりますが、その前に、現在の出

席委員数は15名で、規定に定める半数以上でございますので、会議として成立いたしておりますので御報告いたします。

会議次第4 会議録署名委員の指名

それでは、まず会議録の署名委員さんを指名させていただきたいと思いますが、本会の名簿順にお願いしたらと思っております。

そういうことで、本日の会議録署名委員は、赤松京子委員さん、それと和泉和恵委員さんのお2人にお願いしたいと思います。よろしくお願いをいたします。

それでは、会議次第の5の報告事項であります。高松市新総合計画について担当部局より御報告を求めます。

会議次第5 議事

加藤市民政策部次長 企画課の加藤でございます。どうぞ、よろしくお願いをいたします。

それでは、報告事項ということで、新しい総合計画につきまして、御報告させていただきます。資料での説明の前に、これまでの経過、策定状況について、簡単に説明をさせていただきます。

新しい総合計画、来年4月からスタートする計画でございますが、これにつきましては、本年6月末に基本構想の素案というものを取りまとめをいたしまして、7月には地域審議会にも御説明をさせていただいたところでございます。その後、この素案につきまして地域審議会でもいただきました御意見、また、市議会でも全員協議会を開催いたしました。そこでの御意見、また、市民と市長との対話集会というのも各地区で開催をさせていただきました。御当地塩江地区でも開催をいたしましたが、そこでいただきました御意見なども踏まえまして、この素案の見直しを行いまして、原案として取りまとめたところでございます。この原案につきましても、各委員の皆様にもその時点でお送りをさせていただいております。

この原案でございますが、9月6日に、高松市の総合計画審議会というのがございますが、こちらの方に原案を示して諮問をいたしました。この総合計画審議会につきましては、9月6日に第1回の審議会を開催いたしまして、11月12日までに合計6回の会議を行いました。最終の11月12日に、この基本構想案に関する答申をいただいたものでございます。この答申につきましては、本日、資料としてその写しを配布いたしております。こちらの方を簡単に説明をさせていただきます。答申の(写)という資料がございますが、

そちらを御覧いただきたいと思います。

表紙をめくっていただきますと、1ページがございます。1ページには答申文がございますが、こちらの方でございますが、中段から少し下に段落の始まりが、「当審議会では」という表現で始まる段落がございます。答申の(写)の1ページでございます。ございませんでしょうか。

ここに、この答申の総括的な整理がされておりますので、この文を朗読させていただきます。

「当審議会では、審議に当たっては、高松らしい個性豊かで活力に満ちたまちづくりの実現に向け、活発かつ精力的に審議を重ねました。

その結果、今回の基本構想案は、目指すべき都市像を実現していくためのまちづくりの目標、また、まちづくりの目標の実現に向けての政策・施策、さらに、全体の内容も、高松市を取り巻く社会環境の変化や多様化・高度化する市民ニーズを踏まえたものとなっております。なお、おおむね妥当であると認め、ここに答申するものです。

なお、審議の過程において提出された多くの意見、要望を踏まえ、当審議会の総意として、次のとおり特に意見を付すので、総合計画に基づく施策の推進に当たっては、これらの意見を十分に尊重されるよう強く要望します。」というものでございます。

続きまして、次の2ページを御覧いただきたいと思います。2ページ以降には、この答申に付されました意見が記載をされております。

まず2ページには、全体の総括的事項として6つの項目について触れられております。

最初の項目、1点目でございますが、記載しておりますように、海をいかした魅力あふれる、中枢拠点性のあるまちづくりを進め、目指すべき都市像である「文化の風かおり 光りかがやく 瀬戸の都・高松」の実現を図ること。

2点目といたしまして、あらゆる分野において、環境配慮という視点に立ったまちづくりを進めること。

3点目といたしまして、防災面を意識した災害に強いまちづくりを進めること。

4点目といたしまして、持続可能な都市を目指し、公共交通網の整備にも留意する中で、高松市にふさわしいコンパクトなまちづくりを進めること。

5点目といたしまして、地域コミュニティの自立活性化を積極的に支援するとともに、NPOや企業など、多様な主体との連携を図る中で、協働のまちづくりを推進すること。

6点目といたしまして、合併により誕生した新・高松市において、各地域の多様で豊か

な特性をいかしながら，市域の一体化を図り，より魅力あるまちづくりを進めること。

以上6点が，審議会の総括的事項として意見集約がされたところでございます。

次に，3ページを御覧いただきたいと存じます。

3ページから5ページにかけては，個別的事項が記載をされております。

この1では，まちづくりの目標，基本構想のその目標ごとにその意見が付されております。御覧のように3ページですと(1)の「心豊かな人と文化を育むまち」から下の方にございます，「健やかにいきいきと暮らせるまち」，それぞれの目標につきまして，審議会での個別の意見がそこに付されているものでございます。

また，4ページ，5ページにつきましても，それぞれ目標ごとに個別の意見が付されております。本日は，個別の説明は省略をさせていただきます。

このようなことで，全般にわたりまして，審議会の個別の意見が付されたものでございます。

6ページには，「その他」ということで，表現の工夫など留意すべき点について意見が付されております。

以上が，今回いただきました答申でございまして，本市ではこの答申を踏まえまして，最終的な調整を行いました。来月6日から12月の定例市議会が開催されますけれども，この市議会に高松市総合計画の基本構想を議案として提出することとしました。先般，議員の皆様にも議案書を発送いたしましたので，本日，委員の皆様のお手元に基本構想全体をお配りさせていただいております。これは，議案として提出をいたしました基本構想を含む全体でございます。

続きまして，本日この機会に，基本構想と合わせて策定を進めてまいりましたまちづくり戦略計画，これにつきまして御説明させていただきます。

その後に付いていると思いますが，もう一枚の資料，一枚ものの資料でございますが，「まちづくり戦略計画の概要について」という資料がございます。こちらに基づいて簡単に説明をさせていただきます。

よろしいでしょうか。

では，この資料に基づきまして御説明をさせていただきます。

最初にこの戦略計画の役割なり，期間について述べさせていただいております。この戦略計画は，先ほど御説明をいたしました総合計画の基本構想に掲げる6つのまちづくりの目標の達成に向けまして，重点的・戦略的に推進する主要な施策・事業等につきまして，

短期的な実施計画として定めるものでございます。毎年度の予算編成や事業実施をする際の指針となるものでございます。

計画の期間ですが、3年間の計画といたしております、2年ごとに見直しを行う、いわゆるローリング方式といたしております。表にございますように、第1期から第3期までは、各3年間といたしております、第4期につきましては、全体の計画期間の関係で2年間となりますが、1期から4期の計画を策定していくということにいたしております。

次に2には、計画の体系表を書いておりますが、上側にございます新しい計画につきましては、御覧のように基本構想と実施計画の意味合いを持ちます戦略計画、この2層式となるものでございます。

次に3の構成でございますが、(1)の計画の概要から(4)の体系別取組事業までの4つの部分で構成することを想定いたしております。この内、(3)と(4)の重点取組事業と体系別取組事業につきましては、裏側に詳しく資料がございますので、次の2ページ、裏側で説明いたします。

2ページを御覧いただきたいと存じます。

最初に重点取組事業でございます。これは、大西市長の政策マニフェストがございますが、これを実現するために実施する事業等ございまして、そこに掲げておりますような10の課題に対応する重点的・戦略的な事業を重点取組事業として位置づけようというものでございます。この10の課題につきましては、(1)の「地域の未来を支える人づくり」から(10)の「行政改革の推進」まで、御覧のような分野の課題でございますが、これに対応した事業を重点取組事業として位置づけようというものでございます。

次に5の体系別取組事業でございますが、これにつきましては、計画期間内3年間に実施する主な事業を、施策単位で取りまとめて掲載をするという予定にいたしております。

ただいま御説明いたしました重点取組事業と体系別取組事業、この2つの関係を概念図として示したのが、次の6の図でございます。楕円が2つありますが、まず下側の楕円が体系別の取組事業でございます、ここには3年間に実施する事業がすべてここに入ることございまして、全体では800から1,000程度を想定いたしております。上側には、もう1つ楕円がありまして、重点取組事業というのがございます。これにつきましては、下側の体系別取組事業の中から、先ほど申しあげました3年間で特に重点的・戦略的に取組む項目、言い換えますと先ほどの10の課題に対応する事業でございますが、下側から上側に取り出して重点取組事業として位置づけるということといたしております。

て、予算面でも重点的配分を行うということといたしております。事業数につきましては、100程度の事業を想定いたしております。

現在、この向こう3年間で実施する施策・事業の調整を行っているところでございまして、来年の2月下旬ぐらいになると思いますけれども、2月下旬を目途にこういった重点取組事業計画を取りまとめたいというふうに考えております。

以上が報告事項についての説明でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

議長（黒川会長） 今、新総合計画について御説明がございましたけれども、ただいまの説明について御質問、御意見等がございましたら、どなた様からでも御質問ください。

間嶋委員 委員の間嶋です。先ほどの重点取組事業の100事業がございすけども、この100事業程度の事業、2月頃に大体具体化するというお話ですけれども、この旧塩江地区に係る事業は、この中でいくつぐらい想定しているのですか。

加藤市民政策部次長 現在、そういったものを含めて調整をしております。具体的にはこれから予算編成に入っていきますけれども、その中で具体的な事業が明らかになってまいります。結果として塩江地区の事業が、こういったものだということはお示しできると思います。現在、正にその作業をやっておるところでございまして、今の段階では何事業、どういった事業があるかということは、具体的には申しあげられないという状況でございますので、その点御理解をいただきたいと思います。

間嶋委員 分かりました。

議長（黒川会長） 他にございませんか。

特にないようでございますので、報告事項につきましては、これで終わらせていただきたいと思います。

次に協議事項に入りたいと思います。

建設計画に係る平成20年度から22年度の実施事業に関する意見に対する対応策について担当部局より御説明をお願いしたいと思います。

項目が多岐にわたっておりますので、すべての項目の説明が終わった後に、皆様方に御質疑を承りたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

大熊環境部次長 失礼します。環境部であります。

「南部クリーンセンター環境整備事業」につきまして、御説明申し上げます。

香東川親水ゾーン整備事業は、南部クリーンセンターの整備に伴う周辺生活整備事業として、地元住民の要望の元に塩江町安原地区の活性化と自然環境の保全の観点から、香東

川周辺の潤いと安らぎの親水ゾーンとして整備を進めております。

当該事業は、平成18年度に事業着手をしており、音川橋より上流部の多目的道路を整備し地域内のネットワークを図るとともに、音川橋下流部の整備に今後着手する予定でございます。

また、地域のコミュニケーションや子どもの遊びを担う、上中徳公園（仮称）を整備するとともに、土地改良事業による農業基盤の整備や生活環境の改善を推進してまいります。

川西農林水産課長 農林水産課の川西でございます。

項目番号 の2「森林の保全と活用」でございます。

対策といたしましては、松くい虫の伐倒処理と森林整備の計画的実施につきましては、山林所有者、森林組合等と十分連携を図る中で対応するとともに森林パトロールにつきましては、香川県が委嘱しております塩江地区の香川県緑の巡視員の定期的な巡視活動や、県市職員による一斉巡視の中で対応していきたいと考えております。

次にその下の の3、「市民の森づくり」でございます。

対応策といたしましては、塩江地区では、市民が散策や野外レクリエーションなどを通じ、自然とふれあい、親しむことができる大滝山自然休養林や松尾生活環境保全林が整備をされておるところでございます。橋谷・黒石地区の市有林につきましては、森林ボランティア団体や企業・NPO法人等による森林づくり活動を含め、その活用策等につきまして、検討していきたいと考えております。

以上でございます。

金本新設統合校整備室長 新設統合校整備室の金本でございます。よろしく申し上げます。

項目番号 の1、「統合小学校の建設」でございますが、塩江地区の小学校の統合につきましては、合併前の塩江町において、統合の方向性が示されていること、また、高松市との合併に係る建設計画の中で重点取組事項と位置づけられていることを踏まえ、耐震化や複式学級などの課題に対応するとともに、過疎化・少子化に伴う適正な学級運営を確保するため、上西・塩江・安原の3小学校の統合について、検討を進めてまいりたいと存じます。また、塩江中学校の施設老朽化を考慮し、小・中一体型の施設整備についても、合わせて検討をする必要があると存じておりまして、今後、地域審議会において統合についての意思集約を図りつつ、住民の合意形成の動向も見極めつつ地域や保護者の方々と一緒になって新しい学校づくりのための基本構想を策定して参りたいと存じます。

以上でございます。

篠原情報システム課長 情報システム課の篠原でございます。よろしくお願いをいたします。

項目番号 の2の「移動通信用鉄塔施設整備事業」についてでございますが、この事業は、国が携帯電話の利用可能な地域を拡大し、過疎地等において市町村が移動通信用鉄塔施設を整備する場合、国が設置経費の一部を補助する事業でございます。御存知のとおり、現在塩江地区においては、情報格差是正のため、国の補助を受けてケーブルテレビ網を整備し、平成16年度からケーブルテレビやその回線を活用した告知放送、IP電話が実施されることにより情報格差の是正を図り、住民等の利便性の向上のほか、緊急時や災害時にはそれらを活用して周知・連絡を図っております。確かに塩江地区におきましては、一部地域に携帯電話のできないエリアがございますが、移動通信用鉄塔整備事業につきましては、国や県また有利な起債などは有りますものの、事業費が多額になることや、維持管理の問題も有りますことから、現段階では、現在整備されているケーブルテレビや告知放送、IP電話の有効活用を図りながら、民間事業者の整備状況を見守りつつ、緊急時や防災時等の連絡方法も含めまして、現状の把握に努めてまいりたいと考えております。よろしくお願いをいたします。

稲葉交通政策室長 都市計画課交通政策室です。よろしくお願いをいたします。

の1、「公共交通の整備」でございますけれども、塩江町コミュニティバスにつきましては、塩江地区コミュニティバス利用促進協議会において利用率向上に向けた改善案を取りまとめ、試験運行に取り組んでいるところでございまして、今後とも同協議会において、利用率向上に向けた協議をしてまいりたいと存じます。

また、市所有のマイクロバスの有効活用でございますけれども、現在市が所有しているマイクロバスは3台あります。他の合併地区との均等な対応等から市の実施事業以外の使用に供することは困難でございますが、今後、地元マイクロバスを払い下げること検討する中で有効活用を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

山田道路課長 道路課の山田でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

の2の「後川地区橋梁整備」につきましては、現在の後川潜水橋では高水位のたびに通行止めになり、地域住民の生活道としての機能が阻害されておりますことから、今後、河川および国道の管理者であります県と協議し、国・県の補助制度や、合併特例債の活用

などに留意する中で、検討してまいりたいと考えております。

次に の3の「県道中徳三谷高松線の整備」につきましては、道路管理者であります県に要望をしてみたいと考えております。

以上でございます。

議長（黒川会長） ただいま、建設計画に対する担当部局からの説明がございましたけれども、この御説明に対して御質問がございましたら、どなた様からでもお願いいたします。

藤嶋委員 私は森林組合の藤嶋と申します。この回答書からみて、 の3に関連いたしまして林道の青が峰線の機能回復について、有効利用をしていただくようお願いしたいと思います。この林道青が峰線は、昭和62年から平成2年にかけて国庫補助事業により開設された延長2,110メートル、幅が4メートルの立派な林道であったが、平成13年ゴルフ場の開発業者の手により、周辺が80ヘクタールの山が買収され、開発業者がその後破綻し、合併前の塩江町が買い取ったが、現在、放置された状態になっています。周辺には青が峰神社があり、旧高松市が一望できる風光明媚な場所であります。早急に林道の機能回復をお願いするとともに、南部クリーンセンターの周辺整備としてこの山の有効利用を一体として、考えていただきたいと思います。

なお、現在、当森林内の竹林が増大しておりますところで、高松市より竹枯らしの実験等も今現在やっておるところでございます。

以上です。

川西農林水産課長 農林水産課でございます。

おっしゃるように、青が峰線、これは、昭和62年から平成2年の4年間にわたりまして国庫補助を受けまして、当時、未舗装の道路として新設されたものでございます。また、この林道沿いに広がる周辺の山林、これは、おっしゃられましたように、旧塩江町が平成15年3月に、当時でいいますと、公簿地籍で約76ヘクタール余り、これを買い取ったということで、今現在市有林となっておりますところでございます。この青が峰線の利用、あるいは機能回復と申しますか、これにつきましては、この周辺沿いに当時塩江町が買収したこの周辺山林、約76ヘクタールが広がっております。先ほども申しあげましたように、市有林の活用策と合わせて、この林道青が峰線もそれらの中で検討していくと、それにつきましては、地元の方と色々な協議を図る中で進めていきたいと考えております。ただ1つちょっと危惧するのが、林道の整備だけを先にいたしますと、不法投棄、今現在、不

法投棄が見られておりますが、そういうようなこともございますので、特に林道青が峰線につきましては、深い兼合いがございますので、そこへ一旦廃家電とかを放り込まれますと、後で処理しにくいということで、それらを含めながら、市有林の有効活用策と合わせて地元さんと協議をさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

議長（黒川会長） 他に御質問ございませんか。

藤澤委員 同じく森林保全についてでございますけれども、先ほど竹林、竹のことで御意見ございましたけれども、現在塩江地区におきましては、国道193号線沿いの里山についてですね、大変竹林、竹林というよりは竹やぶの増大、拡大というのが特に目立っております。県が調べた10年前の試算でいきますと、10年前に15年間で約1.8倍の竹林の拡張率となっております。塩江地区におきます昨今の私の試算では、ここ10年間にしましてですね、2割以上の拡大傾向にあると思います。そこで、高松市として森林荒廃、荒廃の中にはいろいろ有りますけれども、間伐、その他森林に対すること。また、今提案している竹のこと。竹におきましては、全国的にとっても大変難しい問題となっておりますけれども、高松市としてですね、香川県の森林計画とは別の高松市としての竹林に対するこれからの構想・計画等がございましたら聞きたいと思います。よろしく願いをいたします。

川西農林水産課長 おっしゃられますように、里山とかそういったところで、竹林の拡大と申しますか、非常に広がっておるのはおっしゃるとおりでございます。そこで、先ほど御質問の中にございましたように、市有山林の南側、1反6畝ぐらいの中で、今現在塩江町の森林組合さんの方に業務を委託いたしまして、どういうふうに竹が枯れていくのか、モデル的なことをしております。この件につきましては、県の指導もいただきながら、どういう効果がどういうふうに出るのか、そういうようなことで行っております。

それで、高松市として、全体としてそういった竹林化に対する対応策、これについてどうだということがございますけれども、今現在、竹林化は非常に多ございます。そこで、今現在やっている試験的な部分も含めまして、今後していくわけなのですけれども、特に私どもの方は、塩江町さんの森林組合とも協力をしながら、造林事業助成をやっております。1つには、そういった竹枯らしを行ってそこにまた植林をしていくと、そういうような造林事業もございますので、そういう中でいかに竹林化を縮小できるのかとそういうことで考えております。ただ、これにつきましては、県の方でも実験的な段階で、3・4

年前ですか、ある程度モデル的なものもやっておりますけれども、私の方も、県への予算的な要望も含めまして対応策を検討していきたいというふうに考えております。一応、方向といたしては、そういう方向で考えております。

藤澤委員 この前の道の駅しおのえにおきましては、竹灯りのイメージ作りということで、竹を中心としたイベントを組んだわけですが、基本的なものの考え方としては、竹をいかに利用してその地区のために役立つもの作りとか、また観光に結びつくものとか、そういうことを踏まえて市も色々な方面でものを発信してほしいんです。ただ、竹はお金にならない、ものにならないとかいうのじゃなくて、高松市が環境づくりというものにもものすごく力を入れるのであればですね、特に竹というのは、高松市南部でこれから恐らく大変な被害にあう状況にあるかと思えます。保水能力がない。保水能力がないということは、災害の一因となりますので、市も適切な対処をよろしくお願ひしたいと思えます。

川西農林水産課長 おっしゃるとおりでございますが、竹のいろいろな利用方法につきましては、中には今現在進められておりますのは、ヨーグルトの中に入れるとか、あるいは堆肥にするとか、そういうような部分もございます。ただ、竹の適切な処理を間違えますと表層土で根をはっていると、それが地滑り災害をおこすということもございますので、竹についてはいろいろな有効活用の方法、ないしは、災害に結びつかないというようなことで、私どもも十分留意をして今後進めてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願ひをいたします。

議長（黒川会長） 他にございませんか

特にないようでございますので、協議事項についてはこれで終わらせていただきます。

本日の予定した議事は終了いたしました。

会議次第6 その他

次にその他であります。支所空きスペースの活用について担当部局より説明をお願いしたいと思います。

原田市民政策部次長 失礼します。地域振興課の原田と申します。よろしくお願ひします。

資料の方が、A4の半枚ものの両面になっているのでそれをお開きください。題名が「支所における空きスペースの利活用について」という資料です。

支所の空きスペースにつきましては、19年度より公有財産有効活用等検討委員会で庁内横断的に検討を進めてまいりました。この度、一定の方向性がまとまりましたので御報

告申しあげます。この「取組の経緯」というところに、書いておりますように、利活用の取りまとめに当たりましては、庁内各部局への利用の意向調査を行うとともに、職員提案を募集するほか、地域審議会委員の御意見をお伺いするなど、広く意見を募りまして、可能な限り御意見が反映できるよう検討を行ってまいったものでございます。

「利活用の基本的な考え方」、2番のところですが、3つの視点に配慮した検討を進めてまいっております。1つは、行政財産としての一体的・効率的・効果的利活用に配慮しました。2つ目としまして、地域の市民の方に開かれた場としての利活用に工夫しております。それから、3つ目ですが、利活用の方向性とか形態につきまして、今後継続的に検討する場合もあるということで、継続的審議の必要性と個別に施策としての必要度・緊急度などを判断する必要性、政策決定手続きを踏まえることもあるということで、一部流動的なものになっているというふうな方向性でございます。

3番目に「利活用案」でございますが、それぞれの支所に共通して設置を検討していくものとしまして、協働スペース、仮称でございますが、この協働スペースを置くことにいたしております。協働スペースは、市民の方と行政の協働によるまちづくりを積極的に推進するため、双方のコミュニケーションの場、また、市民の方が計画段階からの御意見を市に政策提言できる場ということで、市民本位の政策を進めていく市政運営の環境づくりとして設置するものでございます。

場としては、机とか椅子を置いてフリースペースとして、ミーティングや作業や打合せ等に活用していただくほか、様々な地域団体の情報などを置いた、情報の発信・収集機能を持たせたいと考えております。

それから、個別にそれぞれの支所に空きスペースを利用して検討する項目を、その下側に書いておりますが、こちらの方の塩江支所につきましては、資料の裏面の方に図面が載っておりますのでそちらの方を御覧ください。

塩江支所の空きスペース状況ですが、2階の色を付けておる所が空きスペースとなっております。の所が、議場であった所なのですが、こちらの方はいろいろな制約条件がありますことから、なお検討が必要と考えているところでございます。の個別の部屋につきましては、塩江の公民館の拡充ということで検討を進めていくことにしております。

また、捕足ですけれども、支所におきまして現在耐震診断をしております所が、3箇所ありまして、そちらの支所の方につきましては、その結果を踏まえて利活用が変更したり延期したりする場合がありますので御了承願いたいと思います。

空きスペースについては以上でございます。

議長（黒川会長） 支所の空きスペースの活用について説明がございましたけれども、このことについて何か御発言がございましたら。

川田委員 今の空きスペースなんですけれども、議会の議場の前の北の端の部屋ですけれども、前の委員会室だった所なんですけれども、これは、円卓で20人ぐらい入れるのですが、これは同じように公民館の中の利用スペースとしては考えてはないのですか。

原田市民政策部次長 失礼します。今、お手元の図面の印が入っていない場所になりますか。

川田委員 はい。 のすぐ左側なんですけれども。

原田市民政策部次長 これにつきましては、現在支所の方で利用しているということになっておりますので、利活用については現在そ上にあがっておりません。

川田委員 私が知っておる限りでは、支所の方で活用はしていないと思うんですが。

事務局（中繁支所課長） 失礼します。今のお話でございますが、議会の円卓については、従来から公民館の補完施設として使っているというのがあります。通常は、閉めておりますけれども、そういう部分で今言っていますのは、 のスペースでございます。

川田委員 今後、これを同じような形で公民館の一部として活用する計画はあるのでしょうかとお聞きしよんです。

事務局（中繁課長） 川田委員さんのお話でございますが、最終的には公民館の施設として考えていきたいなと思っています。ただ、これにつきましては、地域振興課には具体的な話としては出しておりません。

以上でございます。

議長（黒川議長） よろしいですか。

他にございませんか。

他にないようですので、これにて空きスペースの活用については終わりたいと思います。

それでは、次に先ほど和泉委員さんからお話がありました、質問についての議題に入りたいと思います。初めに和泉委員さんから質問をお願いしたいと思います。

和泉委員 和泉です。先ほど市から平成20年度から22年度の事業計画に対する対応調書というのが提示されましたが、それと少し重複しているところがありますが、3点ほど事前通告をしておりますので質問をさせていただきます。

まず1点ですが、農林水産課の方から先ほど説明がありました、森林保全のための森林

パトロール事業というのがありますが、それに類似した不法投棄巡視監視員制度というのが塩江にあるのですが、その事業の廃止とお聞きしているのですがその点が1点。2点目は塩江病院の療養型病床は今後どうなっていくのかというのが2点。3点目は、先ほど統合小学校の建設というところで市の対応が示されましたが、統合小学校の建設問題について質問させていただきます。

最初に、不法投棄監視巡視員制度の廃止ということですが、塩江地区不法投棄監視巡視員制度が平成20年度から廃止の方向で検討されているとお聞きしていますが、事実かどうかお聞きしたいと思います。あわせて、その廃止理由が財政的によるものかあるいは、事業自体の成果を問題視しているのか廃止理由をここに明確にしてほしいと思います。

塩江地区では、今年3月18日と11月18日の2回にわたって上西・塩江・安原の3地区衛生組合協議会の合同によるゴミ不法投棄撲滅を目指した「クリーンウォーク in しおのえ」を実施しました。地域外のボランティアも含めた多数の住民が参加し、地区内に不法投棄された大量のゴミを回収し、大きな成果を挙げることができました。これはひとえに、緑あふれる美しい自然に恵まれたふるさとを、自分たちの手でゴミの不法投棄から守ろうという住民の熱い思いの結果だったと思われます。行政が事業主体のクリーン作戦は、旧町時代でも実施されていましたが、住民が主役となつての事業は今回が初めてでございました。住民は地域の環境は地域で守るという思いを強くし、その達成感をお互いに共有できたことに誇りと自信を持つことができたと確信しております。

今回のゴミ不法投棄の阻止の先頭に立つ巡視員制度の廃止は、地域住民の不法投棄を許してはならないという固い決意と意識の盛り上がりに対し、水を注すものといわざるを得ません。不法投棄に対する住民意識の高まる中、それをあざ笑うかのように地区内では不法投棄が後を絶たないのが実情でございます。去る8月30日に安原下の野上地区で、2トン車2杯分のゴミが、不法投棄されているのが発見されました。不法投棄の阻止はできませんでしたが、いち早く発見し、スムーズな事後処理ができたのも、日ごろの監視活動の成果ではないかと思われます。

塩江地区では、現在3校区にそれぞれ1人のパトロール隊員が配置され、監視活動に従事しております。本地域は80平方キロメートルという広大な面積を持ち、ほとんどが山林で占められるという地理的条件下にあります。監視活動は困難を極めております。特に上西地区の相栗峠付近では徳島からの越境投棄も認められるなど、1人パトロールでは対応できずにお手上げ状態であります。住民からは、増員を求める声もあるのが実情であり

ます。不法投棄に歯止めをかけるためには、監視と回収のためのマンパワーが不可欠であります。監視の最前線にある巡視員制度の廃止は、心無い者の不法投棄を増長させるだけであります。市当局には、地域住民の切実な声を酌み上げ、不法投棄監視巡視員制度の継続を是非お願いしたいと思っております。

市当局の回答を、是非お願いしたいと思っております。

議長（黒川会長） ただいまの質問に対して廃棄物指導課の方から説明をお願いしたらと思っております。

井上廃棄物指導課長 廃棄物指導課の井上でございます。

ただいまの和泉委員さんの御質問ですが、不法投棄監視巡視員制度を廃止の方向で検討しているかどうかというお話でございますが、お話のありました塩江地区における不法投棄監視巡視員制度につきましては、2年前の合併協議の中で2年間は激変緩和措置として旧町制度を存続させ、2年後に見直しを図るということで、合意をいたしております。今回、来年度予算を要求する中で、合併町6町全域の効果的監視パトロール事業の充実を図っていくことを目的に、事業内容を検討しているという状況でございます。廃棄物指導課におきましては、御指摘のように塩江地区も含めまして、合併町地域の監視パトロールの必要性というものは認識をしております、これについては、今後財政当局にも必要な予算につきましては、要望をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

和泉委員 はい。わかりました。是非、財政措置をお願いして継続していただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

もう1つ、第2点ですが、塩江病院の介護型療養病床の廃止について、昨年度の地域審議会において、塩江病院の介護型療養病床の廃止問題について質問させていただきました。

今年に入って県は、国の医療制度改革の方針に基づき県内の中長期的な介護福祉体制の基本方針となる県地域ケア体制整備構想の試案を明らかにしました。それによると、国の方針どおり2011年度末までの5年間で介護型療養病床を全廃し、老人保健施設などへの転換を目指すとしております。

塩江病院は、全87床がすべて医療型療養病床となっており、そのうち20床が介護型療養病床であります。塩江地域は、県内では最も高齢者比率の高い地域であり、しかも老人保健施設・特別養護老人ホームやケアハウスなど、受け皿となる施設も他の地域のように充実していないのが実情であります。一方の転換先と期待される医療型療養病床も、同

じく2011年度末までに大幅削減が予定されるなど、唯一の地域医療施設であり、地域介護の拠点ともなっている塩江病院と、それを利用する住民にとっても事態は一段と厳しいものとなっております。

受け皿となるべき介護施設が十分でなく、社会的入院を余儀なくされているお年寄りは、頼りの病院からも締め出され、介護難民・医療難民化の恐れもあります。2008年度末までは、現状維持ということですが、地域のケア体制の整備は待ったなしの時期に来ております。介護型療養病床の2011年度末廃止という県の計画に対し、塩江病院はどう対応していくのか、市当局の方針をお聞かせください。

田中病院部次長 病院部経営管理課の田中でございます。どうぞよろしく願いいたします。

ただいま、御質問のございました塩江病院の介護型療養病床廃止に伴う対応につきまして御説明申し上げます。

今、和泉委員さんからもお話がありましたように、国におきましては、療養病床の再編によりまして2011年度末、平成24年度3月末で介護型病床を廃止することといたしております。そのため、その受け皿としての地域や体制の計画的な整備が求められておりました。和泉委員さんからお話がありましたように、現在香川県が策定を進めております地域ケア体制整備構想の素案を御紹介申し上げますと、高松市と三木町と直島町の1市2町のいわゆる高松地域におきましては、本年4月現在493床ある療養病床は、介護老人保健施設への転換等によりまして、5年後の平成24年4月には278床となり、また、353床ある介護型の療養病床は23年度末に廃止し、平成24年4月に医療療養病床に転換病床を137床とすることなどを決めました、療養病床転換推進計画が示されております。この推進計画案のとおり実施されますと、本年4月現在、高松地域全体の介護型を含めた療養病床数846床は、5年後の平成24年4月にほぼ半減した415床となる予定でございます。

塩江病院につきましては、全病床87床が療養病床でございます。そのうち20床が介護療養病床でございます。介護療養病床廃止に伴います対応につきましては、香川県に対しまして介護療養病床を医療療養病床に転換したいと要望いたしているところでございます。しかしながら塩江病院は、他の市立病院と同様、医師の確保が困難な状況であることに加えまして、先ほど申しあげました療養病床の再編などによりまして、今後、現有病床の維持が困難となってくる恐れがございます。こうした中で、塩江病院の今後のあり方

につきましては、これまでも御説明申しあげておりますように、昨年11月に出されました市民病院あり方検討懇談会からの、市民病院と香川病院を統合した新病院との連携の下に附属施設として存続させるべきであるとの提言内容や、今後国から示されます公立病院改革ガイドラインなどを踏まえるとともに、県の地域ケア体制整備構想の策定や国の医療制度改革の動向などを十分見極めまして、今後、将来を見据えた基本構想を策定する中で、検討してまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。

和泉委員 ありがとうございます。なるべく受け皿のカットというか、病床のカットは仕方ないにしても、その善後策を検討していただきたい。特段の配慮をしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

もう1つ、先ほど市の方から示されました統合小学校の建設問題です。それについて質問をさせていただきます。

建設計画の中でも重点取組み事項とされている統合小学校の建設問題について、今年6月に開かれました地域審議会でも質問させていただきました。再度、市当局の見解をお聞きしたいと思います。

塩江地区には、安原・塩江・上西の3つの小学校が在り、合わせて148名の児童が学んでおります。児童数の減少で上西小学校などでは、複式学級を余儀なくされている小学校も在ります。学校運営、教育効果の観点からも3地域にそれぞれ温度差は有りますが、学校統合は必要不可欠であると思われまます。

9月定例県議会におきまして真鍋知事は、県内の市町立小中学校の耐震化を促進するため、来年度から県費助成制度を創設することを表明しました。国庫支出金と地方債分を除いた経費の3分の1を助成するというものであります。また、統合による教育環境の充実と連動させるため、小中学校の統合計画を公表した市町には、補助率を2分の1にアップするというものでした。

そこで市当局にお尋ねします。市域全体で、耐震化の県費助成制度という優遇措置を活用しての統合小学校の建設を考えているのかどうか。また、これをきっかけに、学校再編問題が視野に入ってくるのかどうか。建設費の負担軽減からいっても、塩江地区の統合小学校建設にとって、またとない良いチャンスだと思えますがいかがでしょうか。助成期間は、統合に伴う新增築は8年間となっており、塩江小学校の統合もそのスケジュールに合わせて、是非実現させていただきたいと思えます。

統合小学校の問題につきましては、先ほど言いましたように市の対応調書の中で、統合という方向を述べられておりますが、耐震化にする場合は、県費助成が手厚くなるということで、その点を利用した建設計画が有るのかどうか。よろしく申し上げます。

金本新設統合校整備室長 新設統合校整備室でございます。

統合小学校建設問題についての御質問のうち、初めに県費助成制度を活用した市域全体での統合小学校建設の考え、およびこれをきっかけに学校再編問題が視野に入ってくるのかでございますが、現在進めております新設統合第1小中学校、仮称でございますが、および第2小学校の建設事業は、市中心部の小中学校の適正配置と規模の適正化に係るものでございます。また、昨年度から既存小中学校施設の耐震化事業にも取り組んでおりまして、全面改築を予定する学校を除いた小中学校施設の耐震化を、平成22年度までに終える予定でございます。このようなことから、県費助成制度の創設をきっかけとした、全市域を対象とした統合小学校の建設や学校再編は、現在のところ想定しておりませんが、県費助成制度については、現在実施の事業の中で活用してまいりたいと存じております。

次に塩江地区の小学校の統合につきましては、先ほど建設計画への対応の中でも御説明いたしましたように、建設計画の重点取組事項の1つと位置づけられていることを踏まえ、過疎化・少子化に伴う適正な学校運営を確保するため、塩江地区の3小学校を統合する必要があると存じておりまして、今後県費助成制度も活用できるよう地域審議会で意思集約を図りつつ、住民の合意形成の動向等も見極めながら、保護者の方々と一緒になって、新しい学校づくりのための基本構想を策定してまいりたいと存じます。

以上でございます。

会長（黒川議長） それでは、和泉委員さんの御質問を終わらせていただきます。

次に、喜多委員さんの方から御質問をお願いいたしますと存じます。

喜多委員 喜多でございます。

本日の会に先立ちまして、質問項目ということで提出をさせていただいたのですけれども、事務局の方から伺いますと、私と同じような質問が重複しているという話をお伺いしまして、代表して私がということになりましたのでよろしくお伺いいたします。

私のお伺いしたいことは、内部資料として書いてありますとおり、安原地区と塩江地区にそれぞれありました旧の保育所、この2つがですね、現在は統合されましたものですから役目を終えたということで、今現在そのままになっているように思われます。旧塩江保育所についてはですね、あそこを塩江町の公共工事をする土建屋さんあたりが、今現在土

場として使っているようではございますけれども、先ほどこちらの支所の空きスペースの利活用ということのお話がありましたけれども、できれば、空いている保育所2つを、何か利活用してもらえないか。それができなければですね、何らかの方法でそれを処分するなら処分するし、何かの方法を示していただけないだろうかということが1つでございます。

もう1つはですね、上西地区にあります六角堂というのがございます。これはですね、大滝山の山頂近くにありまして、当時は少ない財政の中、地域おこしのため、それからあそこを訪れる皆さんのためという思いがあって、少ない予算の中で作ったものですが、現在はもう手付かずの状態です。屋根の一部は崩れ、そのまま放置しておけば長い間ないのかなというふうに見受けられます。あの地域は、水の便が悪いということもあるのですが、あの辺りにピクニックとかいろいろ形で訪れる方はですね、全くトイレが使えない。近くに大滝山とか西照神社があるんですが、そこも水が少ないということで、我々が貸してくださいと言っても貸してもらえない状況なのです。ですから、今森林とかそういうことを見直されている状況の中で、あそこを何とか上手く前のような状況に復元といいますか、使えるような状況にして、皆さんの利便性の向上を高めるとか、地域おこしの1つにして欲しいということで、あれを今後どうしたらいいでしょうかと、どういうふうにさせていただきますかということでお伺いしたいと思います。

先ほどの保育所の関係と六角堂は、管轄、所轄が違うかもしれませんがよろしく申し上げます。

小路保育課長 保育課の小路でございます。よろしく申し上げます。

保育所の関係でございます。安原地区の旧安原保育所と塩江地区の旧塩江保育所の利用についてでございます。今の御説明にございましたように、平成16年度に塩江保育所ということで新たに建設いたしております。こういったことから旧の安原保育所と塩江保育所は、今現在保育所として利用をしていないということでございます。ただ、しかしながら、旧の安原保育所、旧塩江保育所とも国と県の方から建設するという補助金を頂いておるところでございます。こういったことから、施設について一定期間の指定といったものがございます。そういったことから、現在のところ暫定的に庁内の備品等々を置いておるといった状況でございます。今後におきましては、行政としての利用の目的があるかどうかを含めまして有効的な活用について検討してまいりたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

以上でございます。

国方観光課長 観光課の国方でございます。どうぞ、よろしくお願いをいたします。

六角堂の問題でございますが、六角堂につきましては、管理運営再利用の方向性について、現在のところ確定した計画がないのが実情でございます。喜多委員のお説の用にですね、地域の代表者、とりわけ大滝山県民いこいの森キャンプ場の指定管理者を中心にして、その対応を十分協議させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

議長（黒川会長） 喜多委員さん、よろしいですか。

喜多委員 はい。

議長（黒川会長） それでは、喜多委員さんの質問を終わりたいと存じます。なお、藤嶋委員さんにつきましては、先ほど質問をして御答弁がありましたので、よろしいですか。

藤嶋委員 はい。

議長（黒川会長） そういうことで、藤嶋委員さんの分については、先ほど御質問いたしましたので、終わらせていただきたいと思います。

ただいま、各担当の方から御説明がありましたので、他には、また次のフリートークのときにでも皆さんから御意見をいただければと思っております。

それでは、本日の会議の日程は、予定を終了いたしました。皆様方には長時間にわたり御協議を賜り、また、円滑な進行ができませんでしたが、御協力をいただき誠にありがとうございました。

これをもちまして、平成19年度第2回高松市塩江地区地域審議会を閉会いたします。大変お疲れ様でした。

午後3時22分 閉会

会議録署名委員

委員 赤松京子

委員 赤泉和恵